

新潟市障がい者地域自立支援協議会第6回全体会

日時：平成22年10月4日（月）13：30～15：35

場所：新潟市役所本館6階講堂

○障がい福祉課課長補佐 お待たせいたしました。ご案内の定刻となりましたので、ただいまから新潟市障がい者地域自立支援協議会第6回の全体会を開催致します。私は本日司会役を務めさせていただきます障がい福祉課課長補佐の石津と申します。どうぞよろしくお願い致します。それではまず始めに開会にあたりまして阿部福祉部長よりご挨拶申し上げます。

○福祉部長 どうも皆さん御免下さい。阿部でございます。本当にお忙しい中こうやって大勢の方から集まっておきましてありがとうございます。また、皆様には日頃から地域の福祉と言うことで、地元の方でもずっと応援いただいておりますことにも感謝を申し上げます。今日は第6回のこの自立支援協議会ということで、一言ご挨拶させていただきたいと思います。平成20年もう一昨年になりますけれども、3月にこの第1回目の全体会がスタートいたしました。その後色々と皆さんの中で取り組みがあったところですが、今年度から地域のことをもう少しきちんと細かく見ようということで、各区ごとに協議会を設けさせていただきました。皆様方からはその地域の各区の協議会においてその地域の個別のケースを通じてそれぞれの課題、あるいは情報の共有といったものをしていただいているものと感謝を申し上げます。また昨年9月にはこども部会というものが設立されました。障がい児の子どもさんたちのライフステージにおいてどういうふうな課題があるかということを協議していただいたり、またこの3月でしょうか、権利擁護部会が設立されました。そんな中で皆様方からは本当に色々な事で協議をいただいて、障がい者の方々が暮らしやすい住みやすい地域作りにご貢献いただいております。本当にありがとうございます。本協議会では新たなネットワーク作りとかあるいは施策への提言といったものを色々ご苦労いただくことになっております。これからも皆様のお力をお借りして障がいのある方々が地域で本当に安心して安全に暮らせるように市としても頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞ皆様方のお力をお願いしたいと思います。本当に今日はお忙しいところありがとうございます。

○障がい福祉課課長補佐 はい。ありがとうございます。なお大変申し訳ございませんけれども、部長につきましては、次の公務がございますのでここで退席させていただきます。どうぞお許し願いたいと思います。

○障がい福祉課課長補佐 それでは議事1、会長・副会長の選出に移りたいと思います。初めに会長の選出でございますが、会長は新潟市障がい者地域自立支援協議会設置要綱第4条第2項によりまして委員の互選により決定することとなっております。委員の皆様からどなたかご推薦ということで、ご推薦をいただけませんか。ございますでしょうか。委員の皆様からのご推薦はないようですが事務局の方からはいかがでしょうか。

○障がい福祉課長 はい。障がい福祉課長の佐藤でございます。今日はありがとうございます。皆様からの推薦のお声がないようなので、恐縮ですが、事務局の方からご推薦させていただきたいと思います。現在、生活介護それから就労継続支援の多機能型事業所の所長をされておまして、福祉制度それから障がい者の問題に造詣が深く、且つ様々な所でコーディネーター等もされておられます、山賀委員にお願いしたいと思うのですがいかがでしょうか。

一同拍手。

○障がい福祉課課長補佐 ありがとうございます。皆様のご賛同によりまして、会長は山賀委員に決定致しました。ありがとうございます。それでは、ここからの議事につきましては、新潟市障がい者地域自立支援協議会設置要綱の第6条第1項によりまして、山賀会長に議事進行をお渡ししますので、よろしく願い申し上げます。それでは恐れ入りますけれども、山賀会長はどうぞ会長席の方へお移りいただきまして、一言ご挨拶の上、議事進行をお願いしたいと思います。

○山賀会長 今ほどご指名いただきました、ポプラの家の山賀と申しますが、よろしくお願い致します。私の方も初めてですので色々不慣れな点があるかと思っておりますけれども、皆様のご協力をいただいて、司会の進行が円滑にいきますように努力したいと思いますので、よろしくどうぞお願いします。それでは次に副会長の選出を行いたいと思いますが、副会長は新潟市障がい者地域自立支援協議会設置要綱第4条第4項により、委員の内から会長が指名することとなっております。私としまして、当協議会の趣旨を考えまして、知的障害者更生施設太陽の村の菊地委員が適任かと思われまして、菊地委員を指名させていただきますが、いかがでしょうか。

一同拍手

○山賀会長 ありがとうございます。それでは今ご承諾いただきましたので、菊地副会長から一言ご挨拶をお願いします。

○菊地副会長 改めまして、太陽の村の菊地と申します。山賀会長を支えながら有効な会にしてまいりたいと思います。よろしくお願い致します。

○山賀会長 はい。ありがとうございました。それでは議事に入りたいと思います。(2)新潟市障がい者地域自立支援協議会のこれまでの活動報告についてということで、事務局より説明がございます。よろしくお願い致します。

○障がい福祉課介護給付係長 皆さん本日は足元の悪い中お集まりいただきまして大変ありがとうございます。障がい福祉課の介護給付係長をしております小柳と申します。それではお手元に配りしました、資料2によりまして私の方から障がい者地域自立支援協議会の今までの歩みについて、簡単にご説明をさせていただきたいと思います。恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。では資料2の方をご覧くださいませでしょうか。連絡調整会議ということで平成20年度から書いてございますが、今年の4月から各区に自立支援協議会の方設置しておりますが、この新潟市の地域自立支援協議会につきましては平成19年から新潟市を東西二つに分ける形で、それぞれの委員の方々から協議を進めてきていただいております。それこそ今も区の方にはございますけれど、まずは区のケース会議というものがあまして、その上にまた東西の連絡調整会議というものがあって、そのこのところで、顕在化してまいりました課題について議論をしていただいたわけがございます。また委員の方々のそれぞれの立場から、その職場におけるサービスの課題ですとかをその場でお出しいただいて、共有をして課題の解決を図っていくというような取り組みをさせていただいております。資料2のところは連絡調整会議ということで平成20年度・21年度という形で記載がございます。これが今ほど申しました、各年度、連絡調整会議で話し合いが行われてきた内容になっております。特に平成20年度のところでございます、移動支援や権利擁護についてということで委員の方々から出されたその課題に話し合いを進めていく中で、喫緊の課題として対処するものについては専門的な部会を設置して、その対応をさせていただいているところでございます。平成20年9月については移動支援の部会を設けましたし、平成21年9月につきましては、こども部会というような形で部会を設けさせていただいております。仕立て直しをしておりますけれどこの東西連絡調整会議をより進化発展させたものが今皆様にご参加いただいております区の協議会ということになりますので、引き続き活発なご議論、課題の顕在化等をしていただきまして、その中でやはり全市的な取り組みにもっていくものについてはこの全体会の中でご議論をいただきたいというふうに考えております。今回この全体会の中でこども部会と権利擁護部会につきましては活動の報告をさせていただくところになりますが、先輩のひとつ、活動が休止しております移動支援部会というものがございまして、添付の資料の中で新潟市障がい者地域自立支援協議会移動支援部会最終報告ということで移動支援部会につきましては20年の10月に発足致しまして毎月委員の方々から移動支援につ

いての議論をいただいたところでございます。これを21年9月の全体会で最終報告という形で報告をいただいております。その2ページの資料のところ到最后報告を受けてということで、通学及び通所についてはやむを得ない場合については週3回までの利用を認めるというような形で最終報告をいただきました。本市として取り組むべき課題につきましては、新潟市のこちらの事務局の方と致しましても積極的に予算要求、予算要望等をさせていただいて、このような形で改善を行ってきたところでございます。当然、積み残した課題等もございますし、予算折衝の中で落とされたものもございますので、こういったものについても今後取り組みは事務局として続けさせていただきたいということでございますので、今これからまた部会の報告もさせていただきますが、このような形で自立支援協議会の中で成果が上がってきて、市の福祉サービスが改善していくというようなところで今報告をさせていただきました。はい、以上私の方でこれまでの報告をさせていただきました。ありがとうございました。

○山賀会長 はい。ありがとうございました。ただ今の説明についてご質問、ご意見がありますでしょうか。はい。ないようですので、それでは次の議事に移りたいと思います。(3)各障がい者地域自立支援協議会の報告ということで、各区障がい者自立支援協議会で議論した処遇困難事例等の対応についてご報告していただきたいと思います。議案として西区役所、江南区役所より提出されております。まずは西区よりよろしく申し上げます。

○西区役所健康福祉課障がい福祉係長 はい。私、西区役所健康福祉課の草間と申します。私の方から西区自立支援協議会から提言をさせていただく事項について説明させていただきます。ちょっと座って説明させていただきます。資料3をご覧ください。西区から上げさせてもらう議題は計二つありまして、一つ目の介護保険利用者の上乗せサービスのものと、二つ目の障がい者の住まいの課題ということです。まず順を追って一つ目の介護保険利用者に対する障害福祉サービスの上乗せについて説明させていただきます。詳細は、裏側の一枚にまとめておりますのでこちらをご覧ください。介護保険制度と障害福祉サービス等の適用関係に関する本市の課題という資料でございます。まずこれに関わる本市の取り扱いについてご説明させていただきます。介護保険が対象となっている方、65歳以上の方ですが、現在現実として介護保険制度が優先となります。ただその介護保険では足りないと、障害者自立支援法のサービスも併せて利用したいという方の場合に、条件を付けまして、以下の場合について障害福祉サービスが利用出来るという取り扱いになっております。まず居宅介護については、これは介護保険に訪問介護に該当する通常ホームヘルプサービスですが、まず3つの要件を全て満たす必要があります。①として介護保険サービスでヘルパーの派遣時間が不足していると。二つ目として障がいの程度なのですが、以下の障がい者であることということで、全身性障がいまたは視覚障がいの1・2級または聴覚障がいの1級または内部障がいの1・2級または知的障がい者または精神障がい者ということで、

このいずれかの障がいであることという要件が二つ目の要件です。3つ目の要件が介護保険の給付限度額をいっぱい利用しておりまして且つその半分以上が訪問介護であるということ。この三要件を満たすことが必須になっております。居宅介護は以上の通りですが、その他、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、移動支援事業につきましては介護保険で同様サービスがないということから、こちらはこのような要件は特に設けてございませんで、それぞれのサービスが使える状態像ということであれば利用可能という仕組みになっています。で、今申し上げました二つ目の条件の中で全身性障がい者というのがあるのですが、その全身性障がい者の定義は何かといいますと、3つ目の1に書いてありますが、全身性障がい者の規定としては①以下のいずれかであり且つ両上肢及び両下肢のいずれの障がいも認められるということで、肢体不自由1級か上下肢不自由1級か脳原性運動機能障がいの1級のいずれかの手帳を持っていて、両上肢及び両下肢四肢麻痺の状態にあるということです。あと、上記と同等の方ということを中心として新潟市では定義しております。今回西区でございましたケースについてご説明させていただきます。2番目ですが、ケース事例ということで障害者自立支援法の介護給付費の上乗せの派遣の希望がありました。ですが、この方は身体障がいの下肢不自由1級でありまして、上肢に特に障がいはありませんでした。ということで、本市の、この全身性障がいの規定に該当しませんので、居宅介護としては上乗せ派遣が出来ないということになりました。ただし、この方は重度訪問介護の要件に該当しました。重度訪問介護の要件はといいますと、①障害程度区分4以上であり且つ歩行・移乗・排泄・排尿・排便のいずれもが出来る以外に該当すること。2つ目として二肢以上に麻痺があるという、この1と2を両方満たす方は重度訪問介護の利用対象者になります。で、重度訪問介護はどういうサービスかといいますと、身体介護・家事援助とプラス見守り等も含めまして、また外出等の支援も含めて、これらを比較的長時間に渡って総合的且つ単独的に提供すると。一体的に行われるサービスを総合的に提供する場合で、一日複数回行った場合は通算して算定します。で、支給決定としては一日3時間以上の利用を決定の基本としております。一般的には重度訪問介護というのは見守りを含めて長い時間に渡って支援を必要とする方を想定しておりまして、スポットで入るような短時間の集中的な身体介護、見守りを含まない身体介護のみが一日何回か入るような場合には、通常は身体介護で認定いたしますので、こういうケースを単に一日足して3時間あるからといって重度訪問介護とみるというケースは一般的に想定されていません。一応厚生労働省の方にも確認をいたしましたところ、厚生労働省の見解としては重度訪問介護については一日3時間以上の支給決定を基本としますが、これは通算スポットで例えば1時間を3回とか30分を6回とかそういうような形、通算3時間であっても可能です。で、必ずしも見守りの支援がなくても支給決定は可能です。制度的にはこうですと見解が示されました。ですので、今回のこのケースの方の場合は、おむつ交換等スポットで入るような、そういうようなケアプランでありましたので、想定されるサービスとしては居宅介護の中の身体介護というものであったのですが、本市の規定によ

りまして、このサービスは決定できないということですので、重度訪問介護で決定をさせていただいて、その重度訪問介護の中で利用していただいているというそういう現状になっております。で、これから見えてくる課題としまして、3の2番目なのですが、本市の課題としてもこのような方のケースを救うにため、例えば二肢以上の麻痺でも利用出来るように規定を緩和するということになる、該当者というのは結構いらっしゃるかなというふうに考えられます。予算という面でも掛かってくると思います。で、他の政令指定都市では、居宅介護の上乗せ介護保険に対する上乗せのケースというのは本市のように制限を設けている場合と、まったく特にそういう制限を設けてないような場合もありますが、利用の時間に制限を設けているという市が多いというふうに認識しております。新潟市については②でも書きましたが、居宅介護の支給時間について規定の量というか、あの上限の時間数を設けていませんので、その方々の状態像、またその利用の希望の状態像に応じて、区役所の方で支給決定をさせていただいておりますが、他の政令市では障害程度区分いくつの場合は何時間というような形で絶対的な上限を設けている市が多いので、そこら辺との兼ね合いがあるかなというふうに考えています。なお今のこのまま時間に制限を設けなくて、利用対象者の制限を緩和するとそれなりにその量っていうのが増えてきてしまいますので、他の都市のように時間に上限を設けるとかそういうのが必要になってくるのかどうかというのを含めて課題なのかなというふうに考えているところであります。これが一つ目の課題ということです。続きまして二つ目説明させていただきますが、3ページです。住まいの場に対する課題ということで、中々住まいの場に関する声が…、

○陳述者 すいません。続けてここで発言させていただかなくていいのですか。あとでやるのですか。

○障がい福祉課介護給付係長 はい。じゃあここで一回切らせていただいて。

○山賀会長 はい。それではここで報告の方一旦止めて、それではここで今ほどありましたように介護保険制度と障害福祉サービスの利用についての新潟市の課題について。現在市内でサービスを利用している方のご家族様よりご出席をいただいております。ご意見をいただければと思いますのでよろしくをお願いします。

○陳述者 すいません。貴重な時間を少し頂戴します。この話は市役所さんに都合の悪い話は全然でこなかったもので少しこの件について、私の父が当事者です。私の父があの脊髄梗塞に去年の12月になっちゃって、完全に下肢機能が麻痺して尿意も便意も痛覚もない形です。下肢に関しては。だからまったくピクリとも動きません。だからかなり重度な身体介護が必要で、排便が安定しないので、どうしても夜間とかもオムツ交換をせざるを得なくて、このために介護保険の費用ではまったく足りなくなるので、ケアマネージャさ

んが西区役所に問い合わせしてくれたのです。そうするとあなたは対象者じゃないと言って
門前払いされてしまいました。だから重度訪問介護なんて最初から救ってくれたわけじゃ
ないのです。新潟市の場合基本的に65歳以上のそういう例は全部切り捨てるという方針
になっています。あのガイドブックをご覧になっていただければいいですが、全身性障
がい者って明記されていて、下肢1級や上肢1級を受け付ける余地があるなんて事は一切書
かれていません。だから新潟市はもう要するに上肢1級とか下肢1級にも関わらず介護保
険ではまかないきれない高齢者の障がい者は完全に切り捨てるっていう体制に今なって
います。で、それはどういうことかって言うと、この内規はこの内部規律なのですが、介
護保険と障がい者福祉サービス等の適用関係についての内規を、内部規律をお持ちなの
ですが、これははっきり言って、障害者自立支援法の第7条に違反しています。障害者自立
支援法の第7条っていうのは正にこの事について述べていて、介護保険を優先しますって
書いてあります。正にその通り書いてあるのですが、介護保険だけでどうしても足りない
分は自立支援法から出しますよとも書いてあります。ところがその自立支援法でも出し
ますよというところ完全に新潟市さん無視しています。で、そのために完全に門前払いさ
れるはめに陥ってしまったのですが、インターネットとか知人とかを頼って色々調べたど
ころ、よその市はこういう規約を設けてないってことが多いのです。なぜかって言うと平
成18年の3月28日には自立支援法の成立を受けて、厚生労働省が厚生労働省通知を出
しています。あのつまり厚生労働省通知、こういう制約を設けない通知を出しているの
ですよ。実は平成12年には厚生労働省自身があの障がい者に対する介護保険と障がい者
に対する給付なのですかね、支援費の頃の両方支給するためには全身性障がい者じゃな
きゃいけないとか、あの半分以上が訪問介護という正にこの規定を厚生労働省自身
が通知として出していたのです。新潟市さんはそれをそのまま使ってらっしゃるだけ
なのですよ。ところが平成18年には厚生労働省自身があの障害者自立支援法の成立
を受けて、撤廃してそういう制約を一切無くしているのです。他のだから多くの市
町村さんはみんなそれを、厚生労働省通知を受けて入れて撤廃してます。そうい
う制約を。ところが新潟市はこれが残っているためにうちの父みたいなケースを
あの門前払いするっていう事態が発生したわけなんです。でこれはおかしい
じゃないかって言って新潟市さんにあの根拠は何だと言ったらこの内規のせいだ
ということが分かって私が推測するにこれは認めていませんが、この内規はただ
単に障害者自立支援法が成立したのに見直すのを忘れているためにこうなっ
ただけだと思います。だから是非こんなのは早く見直してやめてくださいとい
うふうに新潟市さんに言ったのですが、あのここにいらっしゃる事務局の方々は、
いやこれは違法ではないと。厚生労働省通知というのはあくまでもあの助言であ
って、強制力は無いのだと言われられて私の意見に耳を傾けてくれませんでした。
厚生労働省さんも非常に冷たくて市や政令指定都市みたいな市が責任を持
って決めている事は厚生労働省に関して違法であるとも違法でないとも判
断出来ないとおっしゃったので、だからそしたら私金銭的被害が出たら裁
判で決着をつけてやろうと思ったのですが、金銭的被害がでないように重度訪問

介護で救うっていうウルトラ C の変な案をこの人たちが考えてそれで今の状態になっています。だけど、重度訪問介護で救うって非常に色々なデメリットもあって、あの単価が安いんですよね、重度訪問介護。誰か受けてくれるサービス事業者見つかりにくくなるとか。それに関しては新潟市役所さんが責任を持って業者を見つけるっていう体制で運営されています。けどとにかくこの内規は自立支援法の第7条に違反しているのは明白ですので、こんなものはすぐに改めるべきです。で、もう厚生労働省通知自身が改まったんですから厚生労働省通知に改まった文に則って変えるべきなものでしかないので、それを是非早くやってください。私はそれをやってくれとずっと言っていたのに、もう押し問答になってやってくれないのでこの席でこういう発言をしてもいいということで、その場を収めて一応私たちはその案を聞いているってことになっています。しかも今の案はうちだ、うちの父だけの特別ケースじゃなくて他の人にも適用するのだねっていうことも念を押します。つまりうちの父親みたいな重度訪問介護が必要で、全身性障がい者じゃない人に対してはもうすごい手厚い介護をやるのですよねっていうことを確認してやっていますが、けどそんな変なねじれたやり方はおかしいので、非常に簡単なのはあの厚生労働省の通知に従ってこの全身性障がい者なんていう規定や、この半分以上は訪問介護なんていう規定を撤廃して本当に介護保険じゃ足りない人に対してはどうしても足りないっていうあの審査とかはちゃんとしっかり見てやって、ただ単に下肢1級だから駄目とか上肢1級だから駄目なんていう判断はせずに、じゃあちゃんと介護する人がいるのかいないのか、どんだけの介護環境があるのかその人の程度がどうなのかちゃんと調べて、足りないと思ったらちゃんと支給するっていうふうな体制を取ればいいだけなので、そういうふうには是非してください。これ自身は違法状態なので是非は早急にあの変えられる変える事を望みます。私、私の父親みたいな門前払いに会う人がない、私の父親は私みたいな息子がいたから文句を付けましたけど他の人たちはたぶん、お金足りないからオムツ交換を減らそうとかそうしたらオムツ交換を減らしたのために床ずれが出来て床ずれのところに便が入って化膿したとかそんな事が起こったら命に関わる問題だと思うので、是非早急にこれは変えてください。あの全身性障がい者じゃなきゃ高齢者が自立支援法が適用出来ないってのはおかしいです。年齢差別になっています。なってしまう。あの若い内にサービス受けていた人が65歳以上になって介護保険の対象者になったら急にサービスレベルが下がることも想定されますので、そういうケースが今まで新潟市にあったかどうか分かりませんが、だからそういうことも含めてこれはおかしいので是非とも改めてください。以上です。

○山賀会長 はい。ありがとうございました。

○陳述者 あとあの自分達がおかしいと思ったらすぐに認めてください。抵抗するのはやめてください。ていうのは新潟市への市役所ですね。

○山賀会長 はい。今ほど陳述者さんよりご意見いただきましたけれども、この件についてご質問やご意見皆様の方でありますか。

○田中委員 よろしいですか。

○山賀会長 はい。田中委員。

○田中委員 あの今色んな事言われて私自身も…。

○陳述者 あっすいません。割と複雑な話なので私も勉強するのに時間掛かりました。

○田中委員 お話するのも申し訳ないのかなあと思うのですが、そもそもどうなのでしょうかね、加齢に伴う介護が必要になったのであれば介護保険そのものの課題と内包しているのかなど。関連しているのかなというふうな気もするのですよね。それが一つと、それからそうですね、だから介護保険で課題が逆にあってそれを何ていうのですかね、こう体制といいますかね、制度体制考えていった方があの変な話、介護保険を仮にお金が足りないようであれば介護保険料あげるとかいろいろあると思うのですが、身体障がいの、私どもがお付き合っている方といいますか、あのそういう方々についてはなかなか自立支援法の場合は大変だっていることも聞いていますので、自立支援法を利用して居宅介護なんかを受けられている方が逆に時間のキャップをはめられたというふうな違いが出てくる気もするんですが、そんな気がいたしますがいかがでしょうか。

○山賀会長 はい。ありがとうございます。陳述者さんのお話を伺って、いわゆるこの制度の説明の対応の問題とか、あと運用の問題、そして今言ったような、

○陳述者 いやこの内規自身が違法だと思しますので、それを是非検討してください。この内規は自立支援法の7条に違反しています。現状において。ただいや実際に被害が出ないと裁判に出来ないからあの成立しているだけだというふうに私は固く信じています。

○山賀会長 ということで自立支援法、介護保険法いずれも何か持っている課題というかね、そういうものもあるのではないかと。また田中委員からのご発言があったようですので、この報告を受けて、受けまして事務局よりご発言いただければと思います。よろしくをお願いします。

○障がい福祉課長 事務局からちょっとお話をさせていただきます。陳述者さんどうも遠くからわざわざありがとうございます。陳述者さんからのご意見頂戴致しましたが、

これについては陳述者さんからのお話にあったように、従前から市の方も何度かお話しを承って、お話をさせてきていただいたところです。ただあの、やはり今一つ大きな法的な問題云々かんぬんという話もございますが、これにつきましてはその、非常に厚労省の技術的援助だというような話もありますし、非常に一つ難しい問題であります。それで今ちょっとあの、田中委員からもお話がでましたが、新潟市では、この制度上時間制限を設けていないと。他都市だと、時間制限を設ける中で、こういう上乘せの制限をしてないところもありますし、逆に、新潟市がじゃあ例えば人的な問題とかお金の問題で本当にそういう形で例えばやってくのがいいのかね、現状の方がいいのかとかですね。そういう問題もありますし、あと現時点で障害福祉サービスを受けている方が、あの加齢になって介護にしても従前保障とか色々ありますので、その問題はある程度とりあえずクリア出来ているかと思いますが、そういう形でそれとこれ支給基準、居宅介護だけじゃなくてね、そういう他のほうにも発展する問題で考えていくのか、ちょっとポイントを絞るのかをというはあるのですが、事務局としては、先程の移動支援部会とかこども部会、権利擁護部会ともございますけども、ちょっとワーキングを作っていただいて、その中でその法的な問題も含めまして、ご検討していただければと思っております。それこそこういう問題ですので、時間も委員の皆さんちょっと大変かと思いますが、半年くらいで、そういう方針といいましょうか、先程の移動支援部会みたいな報告書なりまとめていただけるくらいのものでやっていただければと思っております。それでその委員とか、開催頻度等は会長の方とちょっとご相談させていただいて、それでやっていければと思っておりますが、それについてご意見などあればよろしくお願ひします。

○山賀会長 はい。ありがとうございます。これについて。はい。陳述者さん。

○陳述者 すいません。現状のままでいいというような発言はかえって私には絶対聞き入れなくて私はこれですごい被害にあって2ヶ月仕事にならなかったですから新潟市と交渉するのに。高齢で障がい者になるのが悪いという意味でしょうか。現状のままでいいということは高齢で障がい者になっても、全身性障がい者以外は、自立支援法の援助は受けられないということです。高齢で障がい者になるのが悪いってことですか。それは若いときに障がい者になった人と年齢で差別されるのですか。おかしくないですか。

○山賀会長 はい。陳述者さんも色々まだまだご意見ご指摘したいところあるようですけども、すいません、またこの次の、進行もありますので…

○陳述者 はい。すいません。

○山賀会長 ぜひこちら辺の意見貴重なご指摘だというふうに私の方も理解しております

ので、いずれ…

○陳述者 命に関わりますよ。だってうちの父親だけのケースならいいですけど、もちろん数はすごく少ないと思いますが他にもいらっしゃると思いますので、今まで拒否された人もいると思うので。

○山賀会長 ということで、また全体で、委員で議論をしながら一定の必要なところは必要なものとして見直していくというところを含めて、検討をしていくということですので、よろしくをお願いします。皆さんそれでよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。それでは続きまして安心賃貸支援事業についてのご説明をお願いします。

○西区役所健康福祉課障がい福祉係長 西区の草間です。じゃあ3ページから説明させていただきます。こちら住まいの場に関する課題ということで、グループホーム、ケアホームも含めてですが、足りずにそういうところに入居したいという障がい者が入居出来ないという声が結構あります。特に発達障がい者などの軽度な方の利用出来るグループホームが市内には無いということで、また安心賃貸支援事業についても民間のアパートで探したいという方も結構いらっしゃいますが、なかなかどう探していいか分からないという声もありますので、そういうニーズがあるので整理していただきたいという要望があります。区の自立支援協議会での議論なのですが、グループホームの場合は区分2以上3以上であればある程度報酬は出るのですが、非該当の方や区分1の方が多いと報酬がなかなか少なく、赤字になってしまうという声があります。また佐潟荘が運営するグループホームの収支ということで、裏のページにださせていただきましたが、平成20年度報酬改定を機に22年度は収入がちょっと増えているような形なのですが、いずれも収入と支出を見ると赤字であるという報告も出されています。こちらは程度区分が低い方が入居しているところなんです。これでは実際に地域移行出来る方の受け皿が足りずに地域移行が進まないという声があります。他の都市の事例などを参考にして市独自で運営費加算ですとかそういう助成を検討していただけないものかという声が上がりました。どうぞよろしくご願ひ致します。以上です。

○山賀会長 はい。ありがとうございました。そのことについて事務局より説明をお願いします。

○障がい福祉課在宅福祉係長 障がい福祉課の在宅福祉係の高橋と申します。よろしくご願ひ致します。私の方から安心賃貸支援事業につきましてご説明いたします。恐縮ですが座って説明をさせていただきます。安心賃貸支援事業につきましては、昨年10月にこの自立支援協議会の東部の調整会議で、住宅の確保ができないことが、地域移行がなかなか

進まない原因の一つであるということでご意見がいただきました。その後、住環境政策課とこれについて協議を開始しました。合わせて今年の1月に、ニーズを探るために障がい福祉課で市内23の施設や医療機関を対象にしまして地域移行に関するアンケートというものを実施しております。それによりますと平成21年度中に地域移行した人、61人いらっしゃったのですが、入居拒否をされた方が12名いらっしゃったというようなことが分かりました。理由としましては障がい者であるためとかまた、保証人がいないとかそういった内容でございました。で、合わせてその時期に、新潟県の方からその安心賃貸支援事業とは違う独自のシステムである物件紹介システムというものを考えてるので、ご意見聞かせて欲しいというような意見照会がございました。安心賃貸とどこが違うかといいますと、安心賃貸の方は、不動産から提供のありました物件をホームページ上で公開しまして、そこへ利用者がアクセスしてくるというような形でございます。ですから手軽にアクセス出来るのですが、なかなか物件数が集まらないと契約に至らない。そうすると、契約に至らないものですから、また情報も更新されなくてということでちょっと悪循環に入るケースがあって、全国的にもあまり進んでいないような状況でした。県の考えた物件紹介システムは、利用者が探している物件を市の方なりに申込みまして、それでそれを宅建協会さんの方を通じて、協力不動産にこういう依頼というか注文がきていますよという紹介すると。それにあったものがあつた場合、また回答を利用者に通知するというそういうような形で、やや効率的な形になっております。で、これにつきましては情報の更新に基準がありますので、これの方がよろしいのではないかとということで協議を進めていたのですが、県の方は、対象は障がい者の方のみというふうなお話だったのですが、新潟市としましては住居に困っている方は障がい者だけでなく、高齢の方もいらっしゃいますし、また外国人の方ですとか、DVの被害者の方とか色んな方面からいらっしゃるだろうということで、これに係る課は、協力しまして新潟市独自で、これら対象を拡げた中で独自システムを作ってはどうかというようなことで今協議を進めているところであります。一定の需要を確保できれば、より宅建協会の協力を得られやすいのではないかと、そういう判断です。一応これにつきましては県の方にも新潟市で独自システムを考えていますということで申し上げておりますし、また今月か来月中には宅建協会さんの方にちょっと打ち合わせにはいきたいと考えておりまして、実際の運用開始の方はまだちょっと先、春とかまだその先になるかもしれませんが、また相手のあることですので、その辺上手く実現するかどうか分からないのですが、そういう形で今新潟市独自システムを作れるよう協議していただきますのでご報告をさせていただきたいと思っております。以上です。

○障がい福祉課管理係長 続きますして障がい福祉課の管理係の大倉と申します。グループホームこちらの整備の関係で私の方から説明させていただきます。グループホーム、ケアホームの設置推進ということに関しましては、障がい者の入所入院からの地域移行という大きなテーマにおいて非常に重要な課題であるというふうにも当然認識しております。今

回の西区の協議会の議論ということでは、現状の給付費それから市の単独補助、これは世話人の家賃相当額が単独補助であるわけですが、それだけでは運営が厳しいということで新たな事業参入が進まないのではないかとということだと思います。ただ、ここに添付された収支書があるのですが、こういった収支の予算の赤字ということでもありますけれども、こういったことが標準的なことなのかは、またちょっと全体についても詳しく確認する必要があるのかなというふうにも思っております。他都市の事例を参考に単独の運営費補助を検討したらどうかということでもありますけれども、ちなみにどんなものが他都市にあるかということで、大都市の会議を通じて、資料が集約されているものがありまして、それをちょっと参考にひろったのですが、市の単独助成といいますと、設置当時の設備補助が割とその中心でありまして、新潟市でも行っている世話人の家賃補助以外の運営補助のようなものはどうなのかという、三つの市で実施している状況でした。一つは世話人の代替職員の賃金補助を行っている福岡市の例と、埼玉市で一日2500円を保証する制度。要は単価の差額を2500円に満たない場合は差額を補助しますよという制度。それから名古屋市の場合は単価でいくらということではないのですが、全体の収支の中で不足する分を補助しましょうという制度がありました。これをすぐに新潟市で実施というところは今のところ考えておりませんが、新潟市としてグループホーム設置推進、全体としてどうしていくのかということについては、従来やっております市の単独補助制度、まずこれを継続するということと、あと国庫補助を活用した開設のための整備費補助がありますけれども、これに取り組む予定でありますし、そもそも報酬の単価が低いというところであれば、21年度から一部改訂されたところでもありますけれども、そのこの区分について足りないということであればさらなる報酬アップを国に対して働きかけていく必要があるのかなとそういうふうにご考えてございます。以上でございます。

○山賀会長 はい。ありがとうございました。これで西区からの報告を終わりたいと思います。続きまして江南区よりも出されておりますので、江南区よろしくお願ひします。

○江南区役所健康福祉課障がい福祉係長 江南区健康福祉課の笹谷といいます。よろしくお願ひ致します。座って説明させていただきます。江南区からは特別支援学校卒業生の受け皿についてということで、これは県立高等養護学校の久保田先生からの意見でございまして、こちらの方に記載されておりますのが、久保田先生始め各委員から出された意見等記載しております。読み上げさせていただきます。毎年特別支援学校を卒業し一般就労に就くものを除く80人というのはこれは知的障がい児のみの定数であります。80人前後の生徒が市内及び近郊にある障がい者施設に入所して利用している。可能なかぎり定員超過受け入れ等の対応があっても、既存の施設のみでは地域の施設利用希望者の受け入れに限界があり、数年中に新規の施設利用希望者の対応が困難となっていくと。受け皿となる施設における新規の施設利用者の受け入れに対するキャパシティ等の把握、地域で必要と

される社会福祉資源の整備・開発・改善また今後増え続けるであろうニーズにどう対応していくかということです。あと教育機関の意見としまして、今年度卒業予定者、生活介護利用希望については、ほぼ市内の事業者への受け入れが可能になりつつあると。しかし受け入れ先については江南区以外の事業者であり、今年度はなんとかなるとしても、来年度はどうなるか分からないのが現状であります。学校側に新規事業者について正確な情報がないため、昨年度では保護者への情報提供が出来ない。新規事業者についてはどこで情報を集約しているのかがわからない。それから近隣の特別支援学校の方でネットワークの構築情報の共有化を図りたい。行き場のない障がい児の保護者等が地域活動支援センターを立ち上げたいと動いても、様々なところで一斉に立ち上げるとグループごとで人数が集まらずに共倒れになることが考えられるので、運営団体に任せきりにしないで、行政が中心となりコーディネートが必要ではないかと。利用希望者が事業者を選ばないのが現状であり、どんな場所でもどんな仕事でもします＝駆け込み寺であっては本当の支援にはならないと。様々なNPO法人が地域活動支援センターを立ち上げてきた環境面でもかなり格差があり、行政には安心して利用出来る団体でのコーディネートをお願いしたい。重症心身障がい児が日中通える施設が市内にはほとんどない。キャパシティとしてまったく乏しいのが現状である。併せて考えてもらいたいという問題がありました。こういう意見がありました。まとめますと、既存の施設のみでは今後増え続ける新規利用希望者に対応しきれなくなる受け皿となる。施設における新規利用者の受け入れに対するキャパシティの把握をどのように集約するのか。新規事業へのコーディネートも必要となって市全体の問題として現状把握や必要とされる社会資源の整備・開発等考えていくシステム作りが必要ではないかということで意見が出されましたのでよろしくをお願いしたいと思います。で、こちらの方に添付されています資料については、久保田先生が独自にまとめていただいた資料になります。各学年の人数と将来希望する進路についての数字が載っております。下の方になりますけれども、高等部三年生については現在81名ということですがけれども、二年生についてはもう100名を超える、一年生についても90名を超えるというような人数になっておりますので、対応が大変心配だということで、よろしくお願い致します。

○山賀会長 はい。ありがとうございました。久保田委員の方で何か補足する箇所がありましたらお願いします。

○久保田委員 高等養護学校の久保田です、よろしく申し上げます。今ご紹介いただいた進路指導希望調査シートと書かれた数字ですが、実はこれを提出した時は調査が完了してなくて、そこに書いてある高等養護・てまりの里分校・附属特別支援・新潟養護・はまぐみ養護5校のみの集計です。実は新潟市内在住していて、席をおいている学校ってこれ以外に村上養護それから月ヶ岡養護、新潟聾学校の自立部門というところにも知的障がいの方が、生徒が在籍しています。ちなみにこの数字には聴覚のみ、視覚のみ、という障が

いの生徒は含まれておりません。比較的福祉施設を利用するニーズが高いと思われる障がいのある生徒たちの数を集計したものです。それで今申し上げた学校とあと五泉特別支援学校ですが、それらを加えてたぶん今時点で間違いない数字だろうと思うのですが、新潟市内に在住をしていて特別支援学校の高等部に席を置いている生徒の総数ですが、高等部三年生は下から二番目ですが81とありますが91名でありました。二年生は104と書いてありますが111名です。そして一年生が91とありますが112名であります。少子化の中にあって特別支援学校の高等部の入学者数は年々増えています。これは全国的な傾向で新潟県それからこの新潟市地域も同様です。毎年10名から20名増えております。今後20名30名40名あるいはあるとしたら50名分の特別支援学校の席が不足するというふうにも言われています。こういう状況の中で新潟市の現在の施設、日中活動系のサービスの事業所の方ですけれども、今ある施設ではほとんど定員がいっぱいの状態、あるいは定員を超えて受け入れていただいてなんとか日中活動の場を確保していただいているような状況であります。ざっと新潟市の施設を大体ですが、計算をしてみたところ、新潟市の日中活動向けのサービス、定員を今100名ほど超える利用者がいるということが分っています。こういった状況にありながら、これから先いったいどのくらいの生徒が社会に出て施設利用者として今後卒業をするのかっていうのをきちんとまとめてもらはなんだということが我々学校として責任を感じているところなんです。今までは本当に何度か学校と施設の方々との交渉でなんとか入れていただいてというやり方をしてきたんですけども、もうこれから先それでは間に合わない。毎年100名の生徒がどんどん卒業して行って、その内企業就労出来る生徒というのはよくて20%、今までの統計からいって、この不景気の状況でいいますとさらに下回っている状況です。かなり施設利用希望者が増えてくると思われます。現に今の施設の皆さんもかなり無理をして受け入れていただいている状況ですので、一体どのくらいのニーズがあるのか、またどのくらいのキャパが今の施設にあるのか、学校だけとか、行政だけとかそういう方法ではなくて学校も施設も行政もそれから関連する支援機関もあの共同でといたしますか、一元的に調査活動を行って情報を共有しないと対応出来ないのではないかと。とりあえず今回は学校の方でこんな数字をまとめてみましたし、それから実はあのつい先日これも全ての施設ではないんですが、新潟市内で来春生徒が利用を希望したいと。あるいは今まで現場実習をさせていただいたところに来春どのくらいの受け入れのキャパがありますかと。何人くらい受け入れできますかというふうな事を市内の三校と共同で調査をさせていただきました。当校とてまりの里分校と新潟大学附属学校と具体的な数字を上げてくださったところもありますし、若干名という回答のところもあるのでトータルでいくつというところははっきりとは言えないのですが、またトータルでいったところで地域の格差とかバランスの悪さとかもあるので、それで解決する問題ではないのですが、だいたい生活介護の方で20名くらい受け入れられそうだというふうな回答をいただいています。それから、就労継続B型でも40名くらい無理してなんですけれども、いずれも定員を超えているのですが、さらに受け入れできそうだ

という回答をもらいました。これについては先日全ての特別支援学校にも流しましたし、それから調査協力いただいた施設の方にもメールで送らせていただいています。これもきちんと共同で調査をして公開をしていくべきものなのだろうなと思っています。こういったまず調査活動をして、ニーズを明確にして、そしてまた今どのくらいのキャパがあるのかを明確にして、ではどういう対応をしていくべきかをご相談していけたらなと考えておりますので、是非よろしく申し上げます。

○山賀会長 はい。ありがとうございます。他の委員の方でこのことについて何かご発言される方がいましたら挙手をお願いします。無いようですので事務局よりこれについて何かありましたらお願いします。

○障がい福祉課管理係長 障がい福祉課管理係の大倉です。今の江南区の議題につきまして説明させていただきます。増加し続けている増加が見込まれると。通所の施設の利用者の方がどんどん増加が見込まれると、その対応についてはハード的には施設の新規開設、当然新規開設ということも欠かせないことだと思いますので、市の取り組みの中の一つとしては開設のためのさっきのグループホームの開設整備補助と同じような日中活動系の整備補助、当然予算との兼ね合いがあるのですが、そういったところにも力を入れていきたいなというふうに、取り組む予定であります。で、この資料の中にもありましたけれども、色んな施設があつてという部分に関してなんです、あの様々な特徴がある施設があると思いますが、そういったものについては情報の提供が重要だと思いますので施設のガイドブックでありますとか、先日開催された働く体験会とかそういったものを活用しながら情報の提供をしていきたいなというふうに思っております。で、あの議題の核心であります江南区の協議会というようなシステム作りというふうについては、当然あの理解出来ますし、それから市の方で障がい福祉計画というのを作っております。その中でサービスの供給量ですとか先の展開といったものも載っているわけですが、それが来年度でその計画の期間が終了して、次期の計画を作るというそういうタイミングでもあります。そういった中でも当然施設に関係する問題もありますので、今おっしゃったように色々な方々の関係する方の意見を聞きながらこの問題の取組に、検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○山賀会長 はい。ありがとうございます。以上西区、江南区よりご報告いただきました。それでは続いて残りのですね、まだ事務局の方はご発言は？

○障がい福祉課介護給付係長 いえ。はい。

○山賀会長 それでは残りの6区の報告に移りたいと思いますので、資料に沿って資料の

順番でご報告をお願いします。なお、時間の関係もありますので5分程度でまとめているだけでも助かります。それでは北区よりよろしくをお願いします。

○北区役所健康福祉課障がい福祉係長 北区健康福祉課の佐藤です。私の方から説明させていただきます。恐縮ですが、座って説明させていただきますので、よろしく願いいたします。北区におきましては、一つ目といたしまして、処遇困難ケースにつきましてケース検討をしたということございまして、二つ目といたしましては各委員の方が日常業務の中において感じておられる課題につきまして、フリートークということで自由に討議していただいたという内容になっております。(6)につきまして、若干説明させていただきたいと思っております。まず一点目でございますが、ケース検討でございます。このケースにつきましては、こだわり行動のある知的障がい者ということでございまして、具体的には療育手帳B、障がい程度区分にいたしましては区分3、20代の男性の方とお母さんが二人暮らしというようなケースでございます。この本人に対しますサービスの提供等につきましては、北区の各事業者間におきまして、度々調整を行いまして、サービスそのものにつきましては問題なく提供されるところでございますが、ただ、家庭に帰った夜になりますと、お母さんと障がいのある方が二人きりになったときに家庭においてトラブルが度々あるというようなケースでございます。この件に関しましてケース検討いたしまして、出た主な意見といたしましては、障がい者本人の方よりも、むしろお母さんに対しての支援というか、関わりが必要ではなかろうかという意見でございます。具体的にはお母さんから障がいのある方の障がいについて、また障がい者本人に対しての理解をもっとしていただくということと、今までと本人との関わり方を変えていただくために、考えていただくことが必要であるというような指導が必要でなかろうかということでございます。例えば同じような障がいを持つ親の方との交流等があったらいいというようなご意見もあったところでございます。それから、支援のための信頼関係の保持ということでございまして、何分当事者、お母さんの方からすると色々訴えが多いわけで相談等も長時間に及ぶところでございますが、信頼関係の構築が必要ということでございまして、相談をきちっと聞くということでお互いに信頼関係を築いていけるということで、それが一番重要じゃなかろうかと。そうすることによりまして、お母さんから、助言や提案を受け入れていただくことが出来るのだらうというようなことございました。それから二番目の日常業務におけますフリートークの中の課題ということで、項目を列記しておりますが、一つ目といたしましては移動に関する支援というものでございまして、障がい者はもちろん高齢者にとっても移動に関する支援というのが非常に重要だという意見があったわけでございますけど、北区におきましては、サービスを提供していただける事業者が不足しているというようなご意見があったところでございます。二つ目といたしまして、家庭に対する支援ということであげさせていただきますが、例えば家庭によっては赤ちゃんがいたり、障がいのある方もいるということでございまして、障がいのある方のみならず、家庭全体に対する支援が必

要なケースもあるというご意見があったところでございます。それから三つ目といたしましては学校の長期休暇期間においてサービスの利用が上手く出来るとかということと、それに対する受け入れ先の確保について、地域として課題があるのではないかというご意見があったところでございます。四つ目といたしまして、医療機関、障がい者施設での障がい種別による対応の困難さというようなことでございまして、自立支援協議会におきましては医療機関の委員の方もいらっやまして、障がいにつきましては三障がいあるわけでもございまして、例えば精神病院の担当者が退院促進事業を行うにあたって、その中であまり接することのない知的障がい者等の対応が難しいというようなご意見があったということでもございます。最後になります、サービス利用の実態ということでもございますが、北区におきましては短期入所の希望がかなりございまして、それに対してなかなか思うように利用していただけていないような実態があるということでもございまして、また施設入所等につきましても、かなりの待機者がいらっやるということでございまして、サービスを提供していただける事業者が不足しているんじゃないかというご意見をいただいたところでございます。今後、北区の自立支援協議会におきましては、このようにフリートークの中で色々な課題を出していただいたわけでもございまして、個々に、テーマを決めまして、検討してまいりたいと思っております。以上で報告を終わらせていただきます。

○山賀会長 はい、ありがとうございます。北区についてご質問ご意見ありますでしょうか？ないようですので、続きましては東区をお願いします。

○東区健康福祉課障がい福祉係副主査 東区役所健康福祉課の遠山と申します、よろしくをお願いします。東区からは家庭介護力の低い重度知的障がい者への特別支援学校卒業後の支援についてということで、報告させていただきます。まず本人の状態としては、重度知的障がいをお持ちで、歩行等動作自体は可能ですが、適切に判断することは難しく、排泄や突発的な問題行動等全般的な支援が必要な方です。現在の状況としては、平日は特別支援学校の高等部で寄宿舎に入っておられ、週末に主に短期入所等を利用され、また平日寄宿舎に戻られるという生活スタイルです。家族構成は就労している父と軽度知的障がいの姉、共に要介護状態の祖父母と同居であり、卒業後は寄宿舎を出て自宅で過ごすことになり、介護力が十分でないことから、どのように支援していこうかということが検討されました。家族については申請手続き等は父が一人で行っておりますが、仕事もあり、なかなか手続き等が遅くなることも多くなっております。また、家事は軽度知的障がいを持つ姉が一人で行っておりますが、十分に行われていない状況であります。また、施設の入所の申し込みを一施設だけしておりますが、現在は待機順位が低く、入所の見込みはかなりきつくなっている状況で、卒業後どのように支援をしていくかということで検討しております。区での検討の内容としては、まず施設入所について、申し込みをして待機の登録をして施設の順番が回ってくるのを待つしかないことから、現在は一つの申し込みであるとこ

ろ、複数の施設に見学し、相談を通して入所の申し込みをしていくしかないだろうということ。また、在宅サービスについては通所サービス、短期入所サービスを効果的に利用しつつ現在祖父母が介護保険でヘルパー利用の拒否傾向にあるところ、ヘルパー利用の回数を増やし、家事を一身に行う姉の負担の軽減を図っていくこととされました。そして結論としては施設入所の手続きを進めながら、在宅サービスを活用していくことが現実的だろうということです。また、入所までの手続きが長いこと、通所施設の定員不足等が本ケースも含めた今後の改善として望ましい意見であると告げられております。以上で東区の報告を終わります。

○山賀会長 はい、ありがとうございます。それでは東区の報告についてご意見ご質問がありましたらお願いします。ないようですので、続きまして中央区よろしくをお願いします。

○中央区健康福祉課障がい福祉係長 はい、中央区健康福祉課の横木と申します。私の方から10ページの内容について報告させていただきます。まずケース検討なのですけれども、3件ケース検討いただきました。概要の方と合わせて見ていただければと思うのですけれども、まず一点目、様々な機関へ電話をかける女性という形で、手帳がなく、病院の治療体制にならない発達障がい者が様々な機関へ電話を掛けて、両親がどうすればいいかわからないという状況にありました。こちらの方、病院の方に治療に行っても先生が治療の対象ではないという形でそこで拒否される。それから、手帳の方も受けられない。でも両親は施設に入りたいというふうな案件がありました。で、そちらの概要の方のケース検討の方なのですけれども、手帳、医療治療のない人をどのように支援していけばいいのだろうかというような形で協議いたしました。結局、結論というのはなかったのですけれども、相談支援事業所によく電話が来る相談支援事業所、こちらの方でしっかり受け止めてお話を聞いてあげると。それから、ご両親の方についてもそちらで話聞いて、健康福祉センターのケースワーカーを交えまして家庭訪問をしていくうちに段々おさまったというような状況になっております。で、二点目。父親から療育を受けられない発達障がいの子どもの形で、離婚後父親に引き取られた発達障がい者が、父親から療育を受けられない。で、昼間からお酒を飲んで暴れるため、親族、近所、民生委員さんが介入できないと。で、子どもを救い出せないという状況であります。こちらの方で、それぞれの機関に色んなところが、児童相談所、市、それから相談機関の方に連絡が行っておりまして、あるところで繋がって、今現在は親族の方にお子さんが確保されたという形で、こちらの方も解決しております。で、ここでも出たのが、誰かが、学校とか異変を察したときに、ここで言うていいのだろうか、それとももうちょっと待った方がいいのだろうかと逡巡があるのじゃないだろうかというような形で、異変を感じたらどの段階でも連絡を取り合うことにしましょうというような形で協議をさせていただきました。それから三点目、精神障がいを理

由に退去を求められた男性という形で、入居中のアパート大家から、精神障がいを理由に退去を求められたと。出たくても保証人がいないため、新規賃貸契約が結べないと。それで思い悩んでなおさら病状が悪化したというケースがありました。この話をしたときに、実は精神障がいだけじゃなくて、高齢者の施設入所なんかについても、やはり保証人の問題は大きなことですねって話で、法的な高齢住宅とかグループホームの整備とか、進めていただきたいというような形の話がありました。こちらの方につきましてはやはり会議の中である相談支援事業者の方から、保証人がいなくても、理解を示される不動産屋さんがありますよという形で紹介を受けまして、そちらの方に繋いで、今現在はまだ行っていませんけど、だいたい道筋、方向性、明るい道筋の方が見えてきたっていう発見があります。その他自由意見なのですが、福祉サービスが介護保険に比べて支給決定の目安がないため、昔から使っている人はどんどんどんどんサービスが増えていく、片や声の出ない本当に苦しい障がい者はサービスも使えずに埋もれてしまっているということがあります。ですので、障がいの方は本当に支給決定の目安がないのですけれども、何かしら目安がないと、特に中央区3つの健康福祉センターあります。各健康福祉センター毎にケースワーカーでやっていくんですけども、何か基準がないとやりづらいよねって話で、この辺がなんか欲しいなって気がしております。そういう意見が出ました。それから、行政の方でサービスの支給決定を出すのですけれども、実はサービスを提供する事業者がそちらも供給できないと、というような形があって、その辺の受給バランスっていうような、意見も出ました。それから、本日説明いただく予定になっていると思うのですが、東区の方では24時間のヘルプステーションが出来たというような形で、中央区も是非とも欲しいねっていうような話がありました。それから三点目なのですが、障がい児の長期休暇という形で、障がい児や重度心身障がい児の夏休み、長期休暇の活動の場がないっていうことで、福祉事業者の日中一時支援も手一杯だというような形で、ある意味学校の関係で、クラブ活動とか夏季授業とかなんとかならないのでしょうかというような意見も出ました。こちらの方、2点目3点目っていうのは中央区の自立支援協議会の方で継続審議するという形になっております。その他4点目、先ほど江南区の方からもありましたけども、養護学校卒業生の進路という形で、中央区の場合は、次の卒業生は何とかなるだろうと。その次の年が、非常にたくさんで、それに続けてなんとかしなければいけないねっていうふうな話で、これも継続審議していく形になっています。以上です。

○山賀会長 はい、ありがとうございました。中央区さんの報告について皆さんから何かご意見ご質問があればお願いします。ないようですので、続いて秋葉区さん、よろしくお願いします。

○秋葉区健康福祉課障がい福祉係長 秋葉区健康福祉課の荒木です。座って説明しますので、お願いします。まず1番の重度身体障がい児の治療、リハビリ、子ども同士の交流に

ついて。ケース検討の中でリハビリのために施設を利用するためには重症心身障がい児の判定を受けなければならない。そして、子どもの成長には、子ども同士の交流も必要であるが、重度の身体障がい児を受け入れてくれる保育園が秋葉区にはない。新潟市内では北区にあるが、通園手段がない。そして当該障がい児の祖父母が車で1時間半くらいのところで、自営業をしている。祖父の体調が悪化しているが、介護がこの障がい児に集中しており、祖父の介護に手が回らない。昼間通所できる施設があれば、祖父母の手伝いや介護ができるという、以上の問題点がありました。そこで検討した結果、重症心身障がい児の判定がなくても、サービスが利用できるような制度の支援が可能か、病院に付随した保育施設または医療行為のできる保育園があればよいのではないかと、地理的に県央地域までは送迎は出来ないか、市内の施設でもたんの吸引などの問題があり、検討中である、という以上の課題が出ましたので、今後、整理をして、秋葉区の議題として提出したいと思っております。それから2番目、高校3年生の福祉施設の利用申し込みについて。先ほど、江南区、中央区からも説明がありましたが、施設の委員の方から、情報交換の中で、夏休みを利用して高校3年生が卒業後の通所先として、施設に見学に来ている。定員に達している状況の中で、新卒者の来年4月以降の通所について確約を求められるが、対応に苦慮している。保護者や学校の関係者が動き出す前に調整が必要ではないかという意見がありました。以上です。

○山賀会長 はい、ありがとうございます。それでは秋葉区さんについてご質問ご意見ありましたらお願いします。はい、ないようですので、続きまして南区よろしく申し上げます。

○南区健康福祉課障がい福祉・保護係主査 南区健康福祉課の木田です。座らせて報告をさせていただきます。南区ではケース検討の中で出てきた問題として移動支援がありました。養護学校高等科へ通学するために家族の負担が大きいという問題です。市立養護学校は送迎がありますが、県立養護学校にはありません。南区は公共の交通機関がバスしか数台しかないため、母は朝の通学介助に半日近くを費やしています。現在、てまりの里分校には15名、養護学校には寄宿利用が中等部高等部合わせて12名、小学部1名です。ほかに西特別支援学校には12名が通学しています。相談されている父兄からは、自分も大変だがこれから高等部にあがる他の父兄からも先が心配であるという声を聞いているということでした。また、小学校にあがる前のお母さんからも同様の声が聞かれています。新潟市では22年4月から通学通所についてやむを得ない場合は移動支援が週3回認められるようになりました。しかし、制度はあっても、朝の移動支援を提供できる事業所が南区にはありません。午後の移動支援を他の区からなんとかしてもらっている状況です。9月22日の新潟日報では2012年度に新潟学区で50人程度不足が予測されるため、県と特別支援高等部分校を白新中学校に開設を計画しているとありました。ここに行けるお子

さんは障がいが比較的軽く、自立通学可能な生徒を対象とするとのこと。また、てまりの里などでも学級数の増を案と掲げていました。私達南区で協議会の中で話し合った夢のような案の中にも、高校の空き室を利用して高等部新設や区を越えての区バス運行をあげました。自立通学が困難な人たちにも安心して通学が出来る環境、サービス提供をしていかなければならないと考えています。これからもこのケースについて協議会で検討を継続していく予定です。以上です。

○山賀会長 はい、ありがとうございました。皆さんからご質問ご意見ありましたら、お願いします。ないようですので、西蒲区よろしくをお願いします。

○西蒲区健康福祉課障がい福祉係主査 西蒲区健康福祉課の岩波と申します。私の方から西蒲区の地域自立支援協議会で話し合われた内容につきまして説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。西蒲区では8月22日に第2回目の協議会を開催いたしました。西蒲区では特に今回は困難事例の検討というものは行わなかったのですが、協議会に先立ちまして、各委員の皆様事前に地域の課題ということで、日ごろ思っていたりやる課題の提出をお願いいたしました。その結果、3点の課題ということで、今回提出をされました。まず、養護学校卒業後の進路状況、在学中の進路指導について。それから、地域に埋もれている障がい者、高齢者世帯の把握と支援について。また、移動支援、通院等介助についてということで、3つの課題が提出されましたので、その課題について、意見交換を行いました。また、8月19日に今回の協議会の開催に先立ちまして、地域の障がい福祉にかかる課題については当事者抜きでは考えられないだろうということで区内の障がい福祉関係団体及び相談員の方々との意見交換会というものを開催いたしました。こちらにつきましては各団体や相談員の方からは予算面や高齢化、会員数の減少などによる活動の制限、それからプライバシーの問題による情報の少なさといったような意見が出されました。また、こういった相談員と各関係団体が顔を合わせる機会がないといったことから、今後も開催して欲しいという声が上がっています。その他、最近の処遇困難事例を通して関係機関の役割と連携の重要性の紹介ということで、入院をされていた方が地域生活へ移行する際の各関係機関の連携の大切さなど、事務局の方から話をさせていただきました。西蒲区の課題としましては、下の区自立支援協議会での議論の内容のところに書かせていただきましたが、西蒲区で多くみられる高齢者と障がい者の世帯構成で、キーパーソンがないといったケースが多いということで、こういった世帯の障がい者の方につきまして、どういうふうな発見をし、また発見後のケアをどうしていくべきか、といったことについて。また、移動支援、通院等介助につきまして、なかなか事業所が少なかったりですか、有償サービスですか、そういった事業所が少ないところから、今後も議論していくという方向性を今回確認いたしました。以上です。

○山賀会長 はい、ありがとうございます。西蒲区につきまして、皆様ご質問ご意見ありますでしょうか？ないようですので、これをもって各区障がい者地域自立支援協議会の報告を終わりたいと思います。続きまして、こども部会の報告をお願いしたいと思います。こども部会のこれまでの実施状況について本田部会長より説明がありますので、ご説明をお願いします。

○本田部会長 はい、こども部会の部会長をしております、本田と言います。私自身は新潟市の地域療育等支援事業という相談事業の業務を受託しております。それで子どもというキーワードで私の方が部会長とさせていただいています。じゃあすいません、座らせていただきます。まず、こども部会が昨年9月に立ち上がったのですが、西の連絡調整会議の中で子どものことをもっと集中的に話し合う機会が必要じゃないかっていう提案が出されて、自立支援協議会の中で、やっぱり子ども、概ね18歳までのライフステージに応じた支援っていうことをキーワードとして、こども部会が立ち上がりました。今までに7回の議論を進めていますが、まず委員が子どものおかれている状況を共通認識にしようということで、0歳児から出発していきまして、そこに書いてあるように、0歳児、幼児期、それから今学齢期というところに入ってきています。おそらく先ほどから話題になっている卒業後の進路っていう辺りも最終的には関わってくるのかなと思いながら聞いていました。それで、まず乳幼児期の問題になりますと、乳幼児健診の話が、ちょっと新潟市の乳幼児健診のやり方どうなのだろうというような提案がありました。それについて私たちは、障がいということの切り口にこども部会をやっているもんですから、乳幼児健診の辺りは問題としてはあるけれども、私達が部会で積極的に意見を申し上げることでもないということで、理念上認識として済んでいます。それから、幼児の部分では、ひしのみさんとか、地域の保育園に障がい児を受け入れている現状だとか、っていうことで、割と相談機関なんかも関わっているんですね。児相さんも随分このことに関わっていらっていて、今、こども部会としては現状認識というところで次に進みました。その中で重度心身障がい児者、ここで重心と略しておりますが、重度心身障がい児者が自立支援法の中でケアマネジメントの手法もなく、行き場もなく、区の方からも随分事例が出ていましたが、やっぱりこの人達の声は今取り上げなきゃいけないのじゃないかっていうことで、重心につきましてはこども部会の中で、是非とも重心のワーキングを立ち上げたいという、こども部会の中でなんですけども、やりたいということで、今日ここで提案をさせていただきたいと思います。それから、4番目に学童保育に関わることっていうことは、1つは発達障がいの人たちの学童保育での不適応という話があったので、その辺りから切り口でちょっと話をしてみたのですが、それを通しまして、やっぱり、障がい児の放課後、長期休暇、っていうような辺りが今学齢期、私達が議論にしているところの、中心の課題に今なってきています。それで、もう少し学齢期のところで、学齢期の課題を出しながら、これについては先ほど中央区からもちょっとありましたが、福祉の現場だけではなかなか解決でき

ないよねっていうことで、やっぱり関係者がそれぞれの枠を超えないとこの問題解決できないよねっていうふうな認識になっています。今、まだ私達の議論はそこまで来たところです。途中経過ということで、ご報告させていただきます。それと重心ワーキンググループについてはここで承認をしていただいた方がいいでしょうか？重心ワーキングにつきましてはこども部会のメンバー、名簿を見ていただくとわかるように多岐に渡っているのですね。今度、重心に関しましては重症心身障がい児者に関わる人たちを中心にメンバーを選んで、ここには概ね二月に1回と書いてあるのですが、毎月1回くらいの程度でちょっと集中的に議論させもらいたいなと思っております。その重心ワーキングについてよろしくをお願いします。

○山賀会長 はい、今ほど本田部会長さんより報告がありました内容についてご質問ご意見いただいて、またご提案がありますので、それについてもご質問ありましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか？ご質問ご意見がないようですので、今ほどいただきましたご提案、こども部会の中で重症心身障がい児者ワーキンググループを設置することについて委員の皆様からご承認をいただければということですので、ご異議のある方はいらっしゃいますでしょうか？はい、ないようですので、承認をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○本田部会長 ありがとうございます。

○山賀会長 続きまして、議事の5に入りたいと思います。権利擁護部会の報告をお願いします。権利擁護部会のこれまでの実施状況について遁所部会長より説明があります。よろしくをお願いします。

○遁所部会長 よろしくお願いたします。西区の相談支援事業所すてっぷルームの遁所と申します。権利擁護部会については権利擁護という名前の大きさにまずどこから取り掛かろうという話から、相談支援事業所の運営会議で議論が進められてまいりました。そのまとめといたしましては、まず成年後見というところで介護保険が始まってから成年後見人の制度は伸び悩んでいる。なかなか、知的の方の権利擁護についても代理等が進んでいることから、成年後見人の整理からしていこうと、成年後見に特化した部会となっています。中身といたしましては第一回が各委員からそれぞれの課題を出していただき、事務局も整理し、その中でここに今日書いてあります新潟市成年後見制度利用支援事業についての特に集中的に審議してまいりました。で、このこれまでの要旨として①～④までございます。参考資料に中で見合わせながら見ていただければと思いますが、まず対象者、それから利用支援の内容、利用要件等について意見交換ということについてまず一点。利用実績については資料5に1ページの全市で1名利用しかない。予算としては8名分あるのに、

これはどういうことかということから、予算をしっかりと使えるような周知を、それから③に飛びますが、利用支援の内容をもう少し見直せるんじゃないかと。特に3ページに書いてあります2万8千、1万8千という助成額が実は報酬助成に使っていたことから、まず申請についても使えないかということで、これは福祉部会等で検討も合わせながら議論を進めていきたいと思っています。利用要件として、生活保護受給者に準じる者の解釈がなかなか難しいことから、この1ページの通り基準の明確化を図るべき。審査会の設置を検討したらどうかということになりまして、これ以降、この議論を続けていくこととなります。ページをおはぐり下さい。次にそれぞれの項目、相談窓口について、権利擁護センターについて、その他について、やっていきました。①相談窓口についてはここに示す通り、また、課題整理となっています。そして権利擁護センターというのは最後にその他ということで、委員の中から提案していただいたものですが、権利擁護に関する総合的な相談窓口を新潟市でぜひ作ろうじゃないかということで、これはまず先進都市の事例に習うということから進めて行こうということになると思います。このサービス利用計画作成費対象者の見直しというのは参考資料に書いてありますサービス利用計画作成の為に指定相談事業所が係わる要点を5ページ6ページに示しておりますので、後で見ただけならばと思いますが、三類型がありまして、退院時の方、入院して退院するときの短期の場合、あるいは家族と同居していない独居の場合、重度包括に相当する場合、この三類型になっています。ここに対象者の見直しとして被後見人がサービス利用計画の対象とするという提案がありました。指定相談事業所が支援の輪に加わることで後見人の負担軽減にも繋がる、厚生労働省でも指針を出しているところではありますが、チームケア、支援が可能になるということを目指そうという、この以上の論旨の整理からまた議論を進めていく予定です。また、行政の方の部分もございますので、それはまた権利擁護部会で反映させながらさらに進めていきます。以上です。

○山賀会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明についてご質問ご意見はありますでしょうか。なければ事務局よりこの件についてご報告ありましたらお願いします。

○障がい福祉課長 はい、色々なご提案ありがとうございました。制度はあるけども実際なかなか使われていないとか使いにくいというような問題もありまして、制度対象者の問題とか、今ご提案ありましたので、事務局としても積極的に直して行って、それを権利擁護問題の方にフィードバックしながら正式にまとめていきたいと思っています。よろしくお願いします、ありがとうございました。

○山賀会長 今ほどありましたように積極的な検討をしていただけるということですので、よろしくお願ひしたいと思っています。続きまして、6、相談支援連絡会の報告に移らせていただきます。事務局よりよろしくお願ひします。

○障がい福祉課介護給付係副主査 6の相談支援連絡会の報告について介護給付係井浦より報告させていただきます。相談支援連絡会の報告については、相談支援事業者からいただきました課題について資料6の通り課題をまとめさせていただいたところでございます。相談支援連絡会におきましては今後の自立支援協議会の進め方であるとか、相談支援のあり方について今後も検討して参ります。簡単ではございますが、以上でございます。

○山賀会長 はい、手元の方にも資料あるかと思しますので、資料ご覧頂きながら何かご質問ご意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか？よろしいでしょうか？それではないようですので、(7)その他に移らせていただきます。先ほど、全体会最初のところで資料を皆さんの方にお配りしてあるコールセンター事業の実施状況について障害福祉サービス事業者その他での坂井施設長さんより情報提供をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○坂井氏 よろしく申し上げます。もう一つの肩書のコールセンター所長の坂井で申し上げます。以前、行動援護のサビ提を担当していたのですが、当時は重い行動障がいがあっても地域で暮らすことが出来るようにしていきましよう利用者の方々に働きかけたり話をしながら生活を支援していました。その場の行動援護のプロジェクトチームに入ったり中央研修を担当したりしていたのですが、近年、その最初の頃の利用者の方と話すときに、なかなか地域で暮らすのがしんどくなってきたと、行動援護は増えないし、居住系の支援は増えないし、こういった中では入所施設希望しようかなといった声も最近は多く聞かれるようになって耳が痛いなあと思っていました。もともと入所施設の定員の少ない新潟市、順調にグループホーム、ケアホームは増えていると思うのですが、行動面に障がいがある方、あるいは重度心身障がいの方の対応できるような、居住系の支援サービスが増えていない。これらは何で出来ないのだろうって思っていたのですが、一つはコストの問題であり、あとは支援の難しさであり、リスクが高いってということだったり、ということだと思います。これらに対応する高いコストについては、法人や事業所の方では如何ともしがたい部分だとは思っているのですが、高いリスクや技術的な面については何らかのサポートのシステムが作れるのではないかとあったところがありました。今回その通称コールセンターといわれる、新潟県障がい者を地域で支える体制作りモデル事業、この目的は入所施設や退院促進、退院の方、あるいは地域移行の方、あるいは既に在宅で暮らしている方の地域移行や地域移行の継続を支えるためのシステムとして、自宅で暮らしている方の家族、あるいはケアホームで暮らしている当事者、あるいはケアホームの世話人、あるいは自立生活を支える方などのサポートを対象としています。新潟県はこの指定の要件としては24時間の支援体制を組むこと、登録をした一定の地域の方の登録利用者を対象とすること、そしてコーディネーターを配置すること、地域自立支援協議会の関与を求めること、実施

内容については協議会と協議をして決める、あとは県への事業報告をする。その会については今後相談となっているのですが、現在のところどういった利用があるかと言いますと、利用は約30名です。全体的なケースを見ると、自分の法人のところのケアホームも利用者、あるいは世話人さんのサポートが中心的なところが多いのですが、今回の指定においては特定の法人に偏らないといったことを前面に出していますので、北区・東区を中心に、あと中央区の一部において、複数の法人のサービス利用者、法人のサービスを使ってない在宅の方の支援を行うという形で30名の方が利用しています。利用の内容としては、今日ちょっと寂しいとって電話してくる人、自立生活している方ですが、あと、調子が悪くなった時点でご家族の方が電話をしてくる、あるいは本人が電話をすることでもうちょっとでパニックになりそうなところをその寸前でちょっと自制できるような形で電話をしてくるとか、といった使い方が多いです。あと、うちから飛び出してしまいましたということで先日は夜の豊栄駅にスタッフを召集、スクランブル掛けて、伺って本人とご家族と一緒に帰ってくるだとかいったことも行っています。今後はまだ実際的な運転を始めたのが7月からで、各区の相談事業所やあるいはケアホームの事業所と十分な話し合いが出来ていないので、今後は連携についてしっかりシステム作りを行って、地域の相談事業の夜間部門としてしっかりした体制を作っていきたいと思っております。はい、以上です。ありがとうございました。

○山賀会長 ありがとうございました。ただいまの説明についてご質問ご意見がありましたらお願いします。いかかでしょうか？また全体会が終わって、また個別にご質問ある場合は坂井さんの方にお問い合わせをいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○坂井氏 一点だけ。この自立支援協議会の関与という点だけ確認をさせていただきたいのですが、今後も立場はいいのですけれども、相談の連絡会なりあるいは自立支援協議会のようにオブザーバーというのじゃなくて立場は何でもいいので、出席したり、見学したり、傍聴したりすることはいかかでしょうか？

○山賀会長 事務局いかかでしょう？

○障がい福祉課介護給付係長 はい。傍聴はそれこそ自由になります。どういった関与が出来るかについてはまた相談支援の連絡会の中で話し合ってみたいと思っておりますので、後日ご連絡いたします。

○山賀会長 よろしいでしょうか？

○坂井氏 はい。

○山賀会長 はい、ありがとうございました。続いて本日資料、手をつなぐ育成会熊倉会長さんよりも資料が提出されていますので、それについてご説明の方よろしくお願ひします。

○熊倉委員 課題を2つ出しております。問題提起と書いた方を先にご説明させていただきます。就労者支援にかかる制度とか施策とか膨大なものが実はあるのではないかと。問題はそれが上手くいっているのかいっていないのか、その辺の資料が、あるいは成果が、あるいはその評価がどうなっているのか、私達には非常にわかりにくいという点を指摘したいと思ひます。その上でごく具体的にそういったその情報を、わかりやすく、私達関係者が全部共有するようになさりたいと思ひます。結果として4ページの資料になりました。次のページ捲っていただきますと、就業をめぐる要素っていっぱいあるわけなのですが、見開いた右手の方に就業支援に掛かる色々な機関が色々な係わりをしていらっしゃるわけなので、つまり実はこれだけの事業所が色々な事業をやってらっしゃって、某週刊誌の最近の外郭団体が天下りの試験ってあって、そこでの相談が都道府県別に見ると1件もない県があったとか、よくわかりませんが、そんなような極端なのが出ていましたので、いずれにしても本当によくわからないという実情なのです。雇用統計なんかはまさにその極致でございまして、本当の意味でよくわからない。これはハローワークさんでお聞きしたときにいわゆる企業の雇用率の統計はあるけれども、本当の意味での雇用統計はよくわからないということをよく聞いています。まずその辺が一つの問題点になります。それから、もう一つの方はみなさんご存じの方多いと思ひますが障がい者のグループホーム、ケアホーム。老人の方の火災でなくなっているの、ニュースになっておりました、4年前の事件をこういうふうになんか規制強化されていまして、その結果4人程度のグループホームのところの、界壁といひまして、住居の間の壁を防火構造にしてそれを天井まで通すというふうな、そうすると、一般の民家を借りるっていてもそれだけじゃ終わらなくて、金がだいぶかかったと。たまたま私どもの団体が、やっているところがそういう事例がありまして、どうも全国で見ると、これは建築指導協会と法律との関係で、自治体ごとの特色があるということですから、ローカルルールでやっぱり小さいところを緩和しようと、もちろん安全な構造にするのはいいことなのですが、しかし、もし集合住宅のいくつかを、こっちに一人、こっちに何人っていうのをやろうとすると、そこに規制をかけると、そのアパート全体が防火構造上の色々な規制が出てきて、非常に迷惑ですっていうふうなことになると思います。ですから、やはりこれは金を補助してそういうことをした方がいいのか、それとも地域に住まいするっていうごく普通の暮らしを望む小規模のグループホームは規制を緩和してそんなに、本当に火災があったときに命があるようなお互いだとか地域社会だとかをやりましょうっていうそういう方向に転換すべきではないかなというふうなことを考えまして、私どものところでどうするか問題提起をして

いただきたいと思います。界壁のことに設置するのだったら、今までいったように、ちょっとここを民家を小奇麗になっているので使いますっていうふうなことが出来ない状態があると思います。よろしく願いいたします。以上です。

○山賀会長 はい、ありがとうございます。就労についてとそしてグループホームケアホームに対する規制の緩和についてと2点のご提案だったかと思いますが、これについて皆様の方で質問ご意見ありますでしょうか？はい、これについてもまた事務局の方で何かありましたらお願いします。

○障がい福祉課介護給付係長 はい、詳しく今日拝見させていただきまして、就労のこの部分につきましては確かに各ハローワークさんですか雇用開発協会さんですか、それぞれのところでまた持っている程度のそれぞれございまして、また新潟市でもそういった取り組みを若干させていただいている部分ありますので、その辺、中身をもう一度、再度よく確認をさせていただいて、そういったところが出るかについてまたご案内をさせていただきたいなと思います。確かに、やる以上は制度のところの成果と評価っていうところは非常に重要なお話になってきますので、費用対効果的なところの意味合いも非常にこの中に含まれてくるかと思しますので、ちょっと持ち帰らせていただきたいと思います。それからグループホームケアホームの規制強化の緩和についても、ちょっとこれも中身をよく拝見した上で会長さんの方にはちょっと個別にご相談させていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○熊倉委員 はい、ありがとうございます。

○山賀会長 はい。それではこれですべての議事が終了しましたが、せっかくですので、皆さんから周知広報したい事項や連絡事項等ありましたらご発言いただきたいと思いますが、いかかでしょうか？

○陳述者 もう一点だけ質問させていただいてよろしいでしょうか？

○山賀会長 はい、どうぞ。

○陳述者 ややこしい話の続きですみません。私このためだけに東京から自腹で来ているので、申し訳ないですけど時間をもうちょっとだけ下さい。先ほど障がい福祉課長が最後ごによごによって言っていたのが凄く気になったので、若い時に障害程度区分認定を受けたって人は65歳を越えても貰い続ける手段があるのですよね。まずその点をお答え下さい。

○山賀会長 はい、事務局よろしくお願ひします。

○障がい福祉課介護給付係長 はい、その内容につきましては昨年度のこの自立支援協議会、当年の連絡調整会議の中で確か病院のケースワーカーの方からそういったお話をいただきまして、市の内部でいただいた内容を検討させていただいて、従前の障がいから介護保険に移行される方については、従前量をなんとか確保させていただくという仕組みを設けさせていただいたところです。

○陳述者 もう一つ。障害程度区分認定を受けて、この内部規定で支給を拒否した例は今までにかつてあるのですか？

○障がい福祉課介護給付係長 それにつきましては具体的に数字の方は持っておりません。

○陳述者 記憶にあると思いますけど、そういう珍しい例なのであるかないか、数字を何名かなんて答えなくていいですから、一人でもいたかどうかだけお答え下さい。

○障がい福祉課介護給付係長 それは各区の窓口の方になるかと思ひますけど…

○陳述者 西区でいいです、西区の係長さん。今までいらっしゃいましたか？障害程度区分認定を行って、この内部規定に基づいて、区分はちゃんとついたので、内部規定で支給を拒否した例はありますか？

○西区健康福祉課障がい福祉係長 すいません、私この4月から就任したのですが、障害程度区分は認定されたのに、支給を拒否したって例は一件もありません。

○陳述者 ですよ。過去も多分ほとんどないと思ひます。これ何が意味するかわかりますか？それなのに、この規定を廃止しますと、予算が足りなくなるという可能性があるところご心配になっているのは何をしているかっていうこと、皆さんわかります？つまり、これは障害認定区分自身を申請させないように窓口で指導しているのです。指導っていうか障害認定区分制度が無知であんまり知られてないのをいいことに、私も申請させないようにされました。この行為自身もおかしいです。違法なだけじゃなくて、高齢者に対して、介護保険が必要な高齢者に対して、障害認定区分認定申請をさせないように新潟市は指導しています。窓口で明らかに。明記してないです、言わないようにしている、言わないだけで OK ですから、そういう制度が知られてないですから。だけどこれおかしいですよ。だから二重にも三重にもこの内規はおかしいですので、ぜひやめて下さい。これ新宿区で

問題が起こったことを知っていますか？65歳以上の人たちには障害程度区分認定を一切受けさせないということを東京の新宿区がやっていて、マスコミにすっぱ抜かれて、新宿区長がごめんなさいをしたのですけれども、マスコミにすっぱ抜かれたから大騒ぎになったのですが、それと、唯一の違いは全身性障がい者を除いているだけです、新潟市は。まったく同じです。もう要するに新たに高齢者で障がい者になった人は使わせないっていうふうに窓口で水際作戦、生活保護と同じことをやってらっしゃっています。もう二重にも三重にもこの内規はおかしいです。ぜひとも早く撤廃して私を安心させて下さい。以上です。

○山賀会長 はい、陳述者さんからのご意見もありましたので、また、

○陳述者 議事に、議事に残しておいて下さいね。私の名前は削除していただいていいですけど、議事にぜひ残しておいて下さいね。

○山賀会長 はい、えっとあの陳述者さんの方からの本当に率直な意見を自立支援協議会としてはやはり真剣に受け止める必要があると思っていますのですね。で、このシステムは今までは、今回のような問題が起こった場合には、まさにその行政の窓口とご利用者の本人、

○陳述者 何も言わずに、該当しませんとだけ言うのです。私みたいなしつこい人間がいなかったらそんなこと知らないとおかしいなんてこと気づかないから新潟県民はお人よしばかりなので、そういう風に気付かなかったのですよ。

○竹田委員 そういうふうな問題も多々、色々なところで全国的にあったかと思うのですね。特に今ご指摘の介護保険との適用関係については本当に全国で色んな問題が起こっていて、各市町村の判断によって本当に色んな問題が起きていると思うのですね。私自身も思っています。その辺のことも含めて課長がおっしゃいましたようにせつかく問題提起していただいたのに、

○陳述者 現状がいいはずがないですから、私の父親みたいなケースが、門前払いされるのはおかしいですから。

○竹田委員 きちんと問題をはかる場を作っていて、それに対して回答すると、いうふうな形で採配がなされたかと思しますので、ここの自立支援協議会という場が出来たっていうことがまさに、

○陳述者 ここに持ってくるのにすごく手間が掛かったことに私が怒っている大きな理由なのです。つまり新潟市さんが話しても一向にらちが明かなくて、厚生労働省でもらちが明かなくて、最終的に新潟県さんが新潟市に圧力を掛けてやっとここへ持ってこられたのですよ。何でこんな手間がかかるのですか。こんな明らかに違法だし、明らかにわけのわからんことばっかり重ねてやっているのに、こういう問題があるって言われたらすぐに素直にここへ取り上げましょうって最初からいってくれば私は何もここまで怒らなくて済んだのですよ。散々揉めて、大揉めに揉めて新潟県まで動いてもらって、

○竹田委員 みんなでとにかく受け止めたと思いますので、

○陳述者 私ものすごく手間かけさせられました。だから最終的に念を押さなきゃとわざわざ自腹でここまで来ているわけで。

○竹田委員 はい、ありがとうございます。私が最後に言わせてもらいたいなと思っていたのは今の事案にちょっとだけ関わるのですけども、西区の区の自立支援協議会でも議論の概要の中でも最初にですね、「介護保険のケアマネージャーは、できる限り介護保険給付の中で完結するような介護プランを作成するべき。」という…、

○陳述者 すべきはおかしいですね。出来る限りというのは、

○竹田委員 …議論の概要が載っているのですけど、この文章はちょっといかななものかなというふうに私自身すごく違和感を覚えたのでちょっと、ぜひこれは

○陳述者 必要な介護はすべきです。

○竹田委員 議論し直していただきたいなと思います。

○陳述者 いやだから無駄な介護はすべきじゃないですけども。

○西区健康福祉課障がい福祉係長 すいません、えっとこれ西区の協議会の委員の中から出た発言の一部を私がまとめたものなのですが、ちょっとどこまで強い発言だったかなのですが、出来る限り介護保険の中で出来るようにして、やむを得なければ自立支援法のサービスで、ということで、二段構えが基本ですよというふうな発言があったということですね。

○竹田委員 それはケアマネジメントの基本としてインフォーマルのようなサービスも含

めて必要なサービスをやはりケアマネジメントしていくべきってというのが相談支援の前提かなっていうふうに思っているものですから、こういうふうにも文章化されると、誤解を招くので削除していただくなり、お願いしたいのですが…。

○陳述者 出来るかぎりというのは私もまったく同じ意見。無駄な介護、じゃぶじゃぶとした介護は絶対によくないと思いますけど、そうじゃないのは絶対認めるべきです。

○山賀会長 はい、今ほど竹田委員からもご指摘のように介護保険給付で足りない方も出てくると。それを介護プラン、介護保険の中で完成させるようにしていささか語弊を招くと。いうふうなご指摘もありましたので、この辺についてはまた全体で、再度確認して、適切な制度の運用が出来るように心がけていただくような形でお願いをしたいと思います。陳述者さん、よろしいでしょうか？

○陳述者 はい、あの検討の結果は事務局からでもいいですから。ワーキンググループが出来たのなら教えて下さい。またワーキンググループで疑問があればぜひ聞いていただければ何でも資料お出ししますし、その当時交わされた会話と、最初に私が申請を拒否された会話以外は全部録音で残っていますので、それもいつでも提出いたします。公開する気はないですけど、内部でお使いになるのならぜんぜん構わないです。

○山賀会長 はい、ありがとうございます。いずれにしても総合的な形で意見交換をして、適切な判断、あるいは見直しを出来るような形で議論を積極的にやっていただこうと思いますので、やりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○陳述者 こちらこそよろしくお願いします。期待しています、これおかしいので本当に困る人出てくると思います。

○山賀会長 その他に何かありますでしょうか？

○神田委員 はい。

○山賀会長 はい、神田委員さん。

○神田委員 秋葉区の神田です。全体会を通して各区の報告、また坂井さんの方からの報告とかいくつか共通でっていうところの捉えで、私の感じたということは変ですけども、感想というか、少し論点の整理は必要だとは思うのですが、出だしは西区の事項報告で、グループホームが足りないとか、それから相談の方でも短期入所が足りないとか、

先ほど久保田委員からも卒業後の受け入れが足りないということで、社会資源の量、相談支援のところというと6ページのサービス利用の問題というところにも関連してくると思うのですが、私たち、施設でいくつかの障害福祉サービスの事業を行っているのですが、まずこのグループホームというところが何で足りないかっていうのは熊倉委員からもあった、この設置基準とかっていうハードルの高さもありますし、それから運営の費用でいうと、実はグループホームもケアホームも一つの地域生活支援っていう大きな枠の捉えでいうと、地域であっても施設であっても安心した生活支援をシステムというかネットワークじゃないと、なかなか施設のパッケージっていうところを地域で決めないと、気持ちはあるのだけでも、実際フタ開けたら不安ばかりあると、いざそれを具体的に言うと例えば坂井さんのところでもありましたけども、夜間どうするのかと、緊急時どうするのかと。ニーズは多々聞いているのですけども、世話人さん泊まらないのですかとか、色々あります。それから、あとその例えば高等養護卒業後にうち今男性2ヶ所、女性4ヶ所、グループホームケアホーム定員17名でありますけども、生活支援のサビ管の人員費ってのがなかなか出ません。どこまで給与手当ってというのが世話人さんだけの部分なのかわからないですけども、当然世話人さんも大事なのですが、ネットワーク型の福祉っていうふうになると、そこのコーディネーターであるとか調整役っていう人が非常に重要で、私たち24時間の施設機能なんていうと本当に連絡を受けて、そこから緊急で現場に地域に駆け付けるっていうシステムだけが取り得なのですけども、そうするとどうしても日常生活上アクシデントが必ず起こるので、その中で飛び回るサビ管であるとか生活支援員さんが非常に重要で、そこの相談員さんクラスの人っていうのが人材的に確保するのが厳しいっていう施設の実情があります。それからそれ以前になかなか自立訓練であるとか宿泊型自立訓練も展開がしづらっていうのは久保田委員からもニーズの調査っていうところが私たちもいまいち把握しきれなくて、これは短期入所が満杯っていうところに絡んでくるのですけども、色んな短期入所のニーズがある中で、ゆくゆくはグループホームに向けてちょっと親元離れて短期入所使いたいっていう方が、実は施設の利用定員を確保しているっていうところの状況の中でもっと緊急に、もっと介護度の高い方が使えないっていう状況も実際あります。色々課題はあるのですけども、私ただ一つ、新潟市の家賃補助制度は、とても非常に、何回も言うのですけども、ありがたくて、実際にグループホームといっても日中活動とのワンセットだと私思っています。で、その中で本当に福祉就労の方が多い中で、年金2級6万6千円っていう収入の中で、就労Bだと平均工賃が1万円、もっとそれ以下の方の中で、なかなか生活費が捻出出来ないっていう中では家賃補助は非常にありがたくて、昨年衆議院の選挙で自民党が改正案出した家賃の個別給付化は期待していたのですけども、またそれ復活するみたいですけど、ぜひこの家賃補助は今後も継続して利用者のためにしていただければなと思っています。すいません、ちょっと取り留めがないのですけども、いくつか今までの議題の中でやはりサービス利用の問題っていうところと、相談支援のところの受け止めで、しっかりアセスメントで、よくうちも体験利用で、

グループホーム体験出来ないかという話があるのですが、その体験に際して日中活動どこいくのですかという、スムーズに入ってこなくて、なんかやっぱりワンセットではあるのですが、私たちグループホームとして日中活動があつて夜間とか早朝で、寮での支援、土日休日ってところなのなのですが、そこがまだなかなかネットワークされてないという相談支援の繋ぎというところで、実際課題として今感じているところです。で、またそれ以前にとりあえず体験させてくれという人についてはやはりまだアセスメントが足りないのかなと。その人の課題の優先事項が何かもう居住サービスというところにストレートにいつちやてるのかなというのが最近感じたことです。取り留めがないのですが、自分自身の課題の整理も含めて全体会で話し合えないかと思ひまして。はい、これで終わります。

○山賀会長 はい、ありがとうございます。時間もちょっとないのですが、もう一方くらいもしありましたら受け付けてみたいと思いますが、いかがでしょう。

○竹田委員 すいません、今日も2時間の枠で休憩もなかったですね。やっぱりちょっと、せつかく年2回で集まるので、2時間こうだーとだと、私ちょっと疲れるので、ぜひ次回は1時間、15分休憩、1時間。せめて2時間15分枠でやっていただきたいと私の提案なのですが、いかがでしょうか。

○山賀会長 はい、またその辺は事務局の方でも検討していただいて、委員の方により疲れないような形でご配慮いただければと思います。はい、それではこれで議事を終了したいと思います。色々私の方も最初で不慣れな面が多く、ご迷惑をかけたかもしれませんが、ご協力いただきましてありがとうございました。以上で終わりたいと思います。